

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

＜施策の基本的方向＞ 3 緊急かつ安全な保護の実施

取組	平成27年度実施事業	平成28年度事業計画	担当部・室(課) H28.4.1現在		計画 記載 頁
<p>(1) 一時保護に係る体制の充実</p> <p>○女性相談センターにおける取組 夜間等の緊急的な一時保護について、今後とも、警察等の関係機関とも連携して24時間365日の対応を行うとともに、一時保護所の安全の確保に努めます。 同伴する子どもの一時保護の受入れに当たっては、児童相談所と密接に連携し、適切な支援を行います。 障がい、高齢等配慮を必要とする被害者に対しては、女性相談センターにおける一時保護だけではなく、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課と連携し、適切な保護先を検討します。また、男性被害者にも対応できるよう、あらかじめ一時保護委託先を確保します。 また、一時保護を実施した外国人の被害者が安心して生活し、適切な情報提供が受けられるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応するとともに、一時保護所での生活が円滑に送れるよう7ヶ国語(英語、韓国語・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語)で作成した資料の活用を図ります。</p> <p>○警察における取組 警察においては、今後も、通報やパトロール中での発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行うなど必要な措置を行います。</p>	<p>■女性相談センターの体制強化【再掲】</p> <p>■支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施 ・配偶者の暴力などで保護を必要とする被害者のための緊急一時保護事業を行った。 ・緊急一時保護については、年中24時間対応した。 ・心理面接を被害者及び同伴児に実施した。</p> <p>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・配偶者暴力防止法第3条に基づく被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し実施した。</p> <p>■一時保護事業の実施(男性被害者への対応) ・緊急の保護又は自立のための援助が必要な被害者(男性被害者・同伴児者含む)を一定期間保護し、安全な生活を確保するとともに、問題解決へ向けて生活支援や相談・助言、情報提供等の援助を実施した。</p> <p>■一時保護後の支援 ・地域での生活を始めたDV被害者について、府の支援センターが被害者の自立支援の相談に応じるとともに、新たな生活を始めるDV被害者の不安軽減や、新しい居住地での支援が得やすくなることを目的とした「生活応援連携シート」を作成し(内閣府「地域少子化対策強化事業」)、必要に応じて居住する市町村と連携・協力し支援を行った。 ・一時保護退所後の被害者等を対象に回復プログラムを実施した。(内閣府「地域少子化対策強化事業」)</p>	<p>■女性相談センターの体制強化【再掲】</p> <p>■支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施 ・配偶者の暴力などで保護を必要とする被害者のための緊急一時保護事業を行う。 ・緊急一時保護については、年中24時間対応する。 ・心理面接を被害者及び同伴児に実施する。</p> <p>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・配偶者暴力防止法第3条に基づく被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し実施する。</p> <p>■一時保護事業の実施(男性被害者への対応) ・緊急の保護又は自立のための援助が必要な被害者(男性被害者・同伴児者含む)を一定期間保護し、安全な生活を確保するとともに、問題解決へ向けて生活支援や相談・助言、情報提供等の援助を実施する。</p> <p>■一時保護後の支援 ・地域での生活を始めたDV被害者について、府の支援センターが被害者の自立支援の相談に応じるとともに、新たな生活を始めるDV被害者の不安軽減や、新しい居住地での支援が得やすくなることを目的として作成した「生活応援連携シート」を活用し、必要に応じて居住する市町村と連携・協力し支援を行う。 ・一時保護退所後の被害者等を対象に回復プログラムを実施。</p>	福祉部	女性相談センター	12
	<p>■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、被害者の意思を踏まえて適切な対応に努めた。</p> <p>■警察の保護命令への対応 ・裁判所から保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行った。</p>	<p>■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、被害者の意思を踏まえて適切な対応に努める。</p> <p>■警察の保護命令への対応 ・裁判所から保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行う。</p>	警察本部	生活安全総務課	12
<p>○広域連携による取組 加害者等の追及から逃れるため、府域を越えて一時保護がなされる場合の被害者支援に関する広域的な対応は、全国知事会により「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携の申合せ」(平成19年7月)が行われています。この申合せに基づき、今後も、都道府県間の婦人相談所の連携、情報の共有、一時保護所等への同行支援、被害者への支援、一時保護の費用負担を適切に行います。</p>	<p>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 ・被害者の安全な生活のため、必要に応じ都道府県域を超え、広域的連携を図った。</p>	<p>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 ・被害者の安全な生活のため、必要に応じ都道府県域を超え、広域的連携を図る。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	12
<p>(2) 保護命令への対応</p> <p>○保護命令に対する適切な対応 府支援センターは、今後も、保護命令制度の利用について、被害者に対する情報の提供、助言を行うとともに、保護命令が発せられた場合は、警察と連携するとともに、必要に応じ支援にかかわる関係機関や民間団体との連絡調整を行います。</p>	<p>■保護命令制度の利用 ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図った。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携し保護命令に反する行為が行われないよう、被害者の支援を行った。 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センター三機関による「DVに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図った。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、速やかに適切な対応を図った。</p> <p>■警察の保護命令への対応 ・裁判所からの保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行った。</p>	<p>■保護命令制度の利用 ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図る。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携し保護命令に反する行為が行われないよう、被害者の支援を行う。 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センター三機関による「DVに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図る。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、速やかに適切な対応を図る。</p> <p>■警察の保護命令への対応 ・裁判所からの保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行う。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	12
	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	13